

政治資金・政党助成関係業務の業務・システムの見直し方針

2008年(平成20年)8月20日
総務省行政情報化推進委員会決定

「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の趣旨を踏まえ、下記のとおり、政治資金・政党助成関係業務の業務・システムの見直し方針を定める。

総務省は、本見直し方針に沿って、政治資金・政党助成関係業務の業務・システムについて必要な見直しを行い、その最適化に取り組むものとする。

1. 対象範囲

本見直し方針が対象とする政治資金・政党助成関係業務は次の通りとし、対象とするシステムは、政治資金規正法や政党助成法に基づく各種届出書類や収支報告書等の提出に関する手続きをオンラインにより行えるようにするための機能及び次の業務を支援するための機能を有する「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」とする。

- (1) 政治資金規正法や政党助成法に基づく各種届出書類の受理、形式審査、告示及び台帳管理等
- (2) 政治資金規正法に基づく収支報告書や政党助成法に基づく使途等報告書の受理、形式審査、要旨の公表及び閲覧に供するための業務等

2. 最適化の基本理念

政治資金・政党関係業務は、政治資金規正法及び政党助成法に基づき、政治団体に係る政治資金の収支の公開等による政治活動の公明と公正の確保並びに政党に係る政党交付金の使途の公開等による政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的としている。

政治資金・政党助成関係業務の業務・システムの最適化に当たっては、業務の見直しによる効率化、経費削減を図るとともに、政治資金規正法の一部改正に伴う業務量増加に的確に対応するため、以下の3項目を基本理念として取り組むこととする。

- (1) 情報システムの保守・運用経費の削減
- (2) オンライン申請の利用拡大
- (3) 業務プロセスの効率化

3. 現状及び課題

現行の政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム(以下、「現行システム」という。)は、「全国共同利用センター」に設置された16台のサーバ等の機器類及び各種ソフトウェアにより構成されており、政治団体や政党から、都道府県汎用受付システム又は

電子政府の総合窓口(e-Gov)を經由してオンラインで収支報告書や使途等報告書等を受け付けるための連携機能(オンライン申請機能)に加え、政治団体の届出事項の告示や台帳管理、収支報告書や使途等報告書の要旨公表等の業務処理を支援する機能(業務システム機能)を有している。

現行システムの稼働時間は、利用者の利便性を確保するために24時間365日としており、システム全体の安全性・信頼性の確保に万全を期す観点から、システム監視とセキュリティ監視については、24時間365日体制で実施している。また、利用者からの操作方法等に関する問合せに対応するためのヘルプデスクを設置している。

政治資金規正法に基づき、現行システムを利用して政治団体がオンラインにより収支報告書等を提出するためには、主たる事務所の所在地の都道府県の汎用受付システムが現行システムに接続されている必要があるが、これは現行システムが収支報告書等の提出に当たっては、必ず都道府県選挙管理委員会を經由することとされている政治資金規正法上の仕組みに沿った設計となっているためである。このような状況の中、現行システムに接続し収支報告書を提出できる環境が整備されているのは、平成19年度末時点で5道県(北海道、秋田県、神奈川県、和歌山県、福岡県)に留まっており、総務大臣届出分の収支報告書の提出については、平成19年度の全申請件数4,014件中、オンライン申請件数は0件であった。

一方、平成19年12月の政治資金規正法の一部改正により、平成22年1月以降は、国会議員関係政治団体について、収支報告書等のオンラインによる提出の努力義務が定められるとともに、オンラインで提出する場合には都道府県選挙管理委員会を經由することを要しない旨定められた。また、国会議員関係政治団体については、平成21年分の収支報告書から、収支報告書での明細(支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日)の記載及び領収書等の写しの添付の基準が人件費以外の経費まで拡大されるとともに、1件当たり1万円超に引き下げられたことから、平成21年分の収支報告書の提出が始まる平成22年1月以降、収支報告書を作成する政治団体の事務量と提出された収支報告書の形式審査を行う総務省の事務量が大幅に増加することが予想される。

また、政党助成法に基づく届出及び使途等報告書等についても、e-Gov 経由でオンラインによる提出が可能であるが、平成19年度の全申請件数278件中、オンライン申請件数は0件であった。

このような現状を踏まえ、最適化の基本理念を達成するためには、以下の課題に重点的に取り組む必要がある。

(1) 情報システムの保守・運用経費に係る課題

現行システムでは、総務省及び全都道府県が業務システムを利用し、かつ、届出されている全政治団体(平成18年分収支報告書届出団体数は75,558団体)が、同時にオンライン申請を実施しても24時間365日安定して稼働するよう、設計・運用されている。しかし、都道府県の業務システム機能の利用状況(平成19年度末時点で12都道府県が利用)やオンライン申請の現状(以下、「現状」という。)に鑑みると、以下の点で、現状で必要とされるシステムの性能に比べて、想定していたシステムの性能が過大となっている。

ア. 情報システムの運用条件が過大となっている

現行システムは、24時間365日の稼動を前提として運用設計されているが、業務時間外に業務システムが使用されることは、年間を通じてほとんどない状況であることに鑑みれば、現状で必要とされる条件に比べて、24時間365日の稼動を保证するための運用・保守体制の条件が過大となっている。

イ. ハードウェアの処理性能が過大となっている

現行システムは、24時間365日の稼動を前提としてハードウェア構成も設計されているため、機能毎に独立したハードウェア(サーバ)構成となっていたり、二重化されていたりしており、現状で必要とされる条件に比べて、ハードウェアの性能や保守・運用の条件が、過大となっている。

ウ. ネットワークの処理性能が過大となっている

ネットワーク回線については、データセンタと総務省間に、業務システム接続用と閲覧用PC接続用の2本の専用線が敷設されている。また、データセンタと総合行政ネットワーク(LGWAN)間、データセンタと総務省間のそれぞれに専用線が敷設されており、データセンタへの経路が複数存在している。

また、データセンタ内のネットワーク機器については、全て二重化構成となっている。

このように、現行システムは、信頼性の観点から有効な面はあるが、現状で必要とされる条件に比べて、ネットワークの性能や保守・運用条件が過大となっている。

(2) オンライン申請に係る課題

ア. オンライン申請が活用されていない

現行システムに接続し、オンラインにより政治資金規正法に基づく収支報告書等が提出できる環境を整備している都道府県は5道県に留まっており、オンライン申請のための環境が十分に整備されているとは言い難い。また、オンライン申請利用時に必要となる電子署名の操作方法が利用者にとって煩雑である等の理由により、オンライン申請が活用されていない。

(3) 業務プロセスの効率に係る課題

ア. システム処理可能な作業が人手により行われている

現行の業務では、人手によってデータの管理や加工が行われている部分がある。例えば、政治資金業務における政治団体台帳の調製は、現行システムに十分な機能が備わっていないこともあり、現行システムに入力されている政治団体のデータがあるにも関わらず、紙の台帳として管理されている。また、政治資金業務において報道発表用の資料を作成する場合、担当職員は業務システムから基礎データを出力した後、人手で加工を加えている状況にある。

イ. 業務を支援するシステム構成として効率的でない部分がある

政治資金業務において収支報告書の要旨を作成する際に、現行システムに直接データ

を入力するのではなく、専用のソフトウェアに入力した上で xml データを作成し、それを現行システムに登録する手順（政党業務における使途等報告書の要旨の作成についても同様）があり、効率的でない状況にある。

4. 見直し方針

上記の最適化の基本理念、現状及び課題を踏まえ、以下の方針により業務・システムの見直しを進める。

(1) 情報システムの保守・運用経費の削減

現状に鑑み、想定するシステムの保守・運用条件、システムの性能の見直しを検討する。なお、想定する条件、性能の見直しに当たっては、システムの安全性・信頼性及び利用者の利便性を損なわないようにする。

ア. 情報システムの保守・運用条件の見直し

収支報告書の提出期間内とそれ以外の時期とでシステムの保守・運用時間に差異を設けるなど、システムの保守・運用条件を、システムの利用実態に合わせて見直す。

イ. サーバの集約化

システムの保守・運用の経費削減という観点から 4、システムの運用条件に合わせてサーバの集約化を図る。

また、政党助成関係のシステムに関しては、費用対効果の観点から、現状のオンライン申請の仕組みを見直すとともに、業務システムの機能をクライアント PC に搭載することにより、サーバの集約化を図る。

ウ. ネットワーク回線の集約化

ネットワーク構成については、システムの安全性・信頼性及び利用者の利便性を確保するための必要最低限の構成を基本とし、これまで敷設されていた回線の集約化を図る。なお、ネットワーク機器についても、できる限り集約化する。

(2) オンライン申請の利用拡大

ア. より簡便なオンライン申請方法の整備

政治資金規正法の一部改正により、平成 22 年 1 月以降、オンラインで提出する場合には都道府県選挙管理委員会を経由することを要しないこととされるとともに、国会議員関係政治団体について、収支報告書等のオンラインによる提出の努力義務が適用されることを踏まえ、全ての国会議員関係政治団体がオンライン申請を利用できるよう、整備が進まない現行の各都道府県の汎用受付システムを経由して提出される申請ルートを廃止し、届出先に関係なく、インターネット経由で収支報告書等を受け付けられるシステムを新たに構築する。これにより、より多くの政治団体に対してオンライン申請の機会を提供できる。

また、会計帳簿と連動して自動的に収支報告書を作成でき、かつオンラインで収支報

告書を提出することができるソフトウェアを、平成 21 年 1 月から政治団体が利用できるよう、総務省や各都道府県のホームページを利用して配布する予定である。当該ソフトウェアがより多くの政治団体に使用され、平成 22 年 1 月以降、オンラインによる収支報告書等の提出が増えれば、収支報告書を作成する政治団体の事務負担の軽減に資するとともに、収支報告書の形式審査を行う総務省の事務負担も軽減されることが期待できる。

さらに、利用者の利便性向上という観点から、公的個人認証サービスと並行して、他の個人認証方式を利用することを検討した上で、最適化計画策定時までに結論を出す。

(3) 業務プロセスの効率化

ア. 手作業のシステム化

業務プロセスにおいて、人手で行う必要がある作業と必ずしも人手で行う必要がない作業を整理し、必ずしも人手で行う必要のない作業をシステムの機能として実装する。

イ. システムの統合

業務プロセス全体として効率化という観点から、収支報告書や使途等報告書の要旨を作成する際に使用する専用のソフトウェアの機能を、業務プロセスの効率を阻害しない形で業務システムに統合する。

(4) 電子政府の推進に係る計画との整合性確保

上記の見直しを実施するに当たっては、「電子政府推進計画」(2006 年(平成 18 年)8 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2007 年(平成 19 年)8 月 24 日一部改定)、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」(2005 年(平成 17 年)8 月 24 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2007 年(平成 19 年)8 月 31 日一部改定)等の電子政府の推進に係る計画との関連性に留意し、各計画の進捗や内容の変更等を常に把握した上で、整合性の確保に努めることとする。

5. 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、総務省行政情報化推進委員会の下、「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」に沿って、総務省は、2008 年度(平成 20 年度)のできる限り早期に、政治資金・政党助成関係業務の業務・システムの最適化計画を策定する。

以上